

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和4年8月26日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和4年8月26日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス御嵩上恵土店
可児郡御嵩町上恵土字前畑1171番 外

2 意見の概要

御嵩町長の意見

- ・夜間の騒音抑制について
- ・工事に伴う苦情対策について
- ・町道損傷した際の対応について
- ・ごみの対策について
- ・周辺地域への配慮について